

年分

## 農業所得収支計算月別集計表

(裏面の記載例などを参考にしてください。)

◆収支内訳書への転記番号・記号

科目		月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	合計	
収入	①	販売金額 (農協)													①	販売金額 (農協)	
		販売金額 (農協以外)														販売金額 (農協以外)	
	②	家事消費 事業消費													②	家事消費 事業消費	
	③	雑収入													③	雑収入	
	収入合計														収入合計		
	⑧	雇人費													⑧	雇人費	
	⑨	小作料・賃借料													⑨	小作料・賃借料	
	⑫	利子割引料													⑫	利子割引料	
	イ	租税 公課	固定資産税 (農地・納屋等)												イ	租税 公課	固定資産税 (農地・納屋等)
		その他														その他	
経費	ロ	種苗費													ロ	種苗費	
	ハ	畜産費													ハ	畜産費	
	ニ	肥料費													ニ	肥料費	
	ホ	飼料費													ホ	飼料費	
	ヘ	農具費													ヘ	農具費	
	ト	農薬衛生費													ト	農薬衛生費	
	チ	諸材料費													チ	諸材料費	
	リ	修繕費													リ	修繕費	
	ヌ	動力	電気料	動力											動力	電気料	動力
			一般													一般	
		光熱費	水道代												ヌ	水道代	
		ガソリン														ガソリン	
		軽油・灯油														軽油・灯油	
		混合油・オイル														混合油・オイル	
	ル	作業用衣料費													ル	作業用衣料費	
	ヲ	農業共済掛金													ヲ	農業共済掛金	
	ワ	荷造運賃手数料													ワ	荷造運賃手数料	
	カ	土地改良費													カ	土地改良費	
	ヨ														ヨ		
	タ														タ		
	レ														レ		
	ソ														ソ		
	ツ	雑費													ツ	雑費	
経費合計															経費合計		

【注意】1 経費の科目が分からないものは、経費欄の空欄や雑費に計上してください。雑費の内訳が分かるようにしてください。

2 農業用の建物・車両・農機具などで取得価額が10万円以上のものは『減価償却費』として必要経費に算入できますので、契約書や領収書などを申告会場へお持ちください。

3 生活費分は農業の経費になりません。農業用、生活用の両方に関係する経費は、合理的に計算して生活費分を除いてください。

4 肉用牛がある場合は、米や野菜などとは別の用紙に記入されるか、同じ用紙に記入される場合は、2段書きなどして区別してください。

収支差引計

(減価償却費は除く)

## 農業所得の収入と経費の説明や注意点

収入	販売金額	農協などへの米や野菜、花などの販売金額、自主流通米の精算金、米や野菜、花などの個人や業者への販売分、市(いち)などへの出荷売上金額、農協以外へ販売したもの代金、くず米、もち米、家族名義などの販売分、預貯金通帳などへの振込入金分などを計上する。
	家事事業消費費	家事消費分(保有米、縁故米、野菜)や現物支給による米の事業消費分を計上する。
	雑収入	農作業の受託収入(粗起こし、田植え、刈取りなど)、共済金、敷地料(電話会社や電力会社など)、中山間交付金の収入、農業関係の交付金・補償金・補助金などを計上する。
⑧雇人費	農作業にかかる現金支払分や現物支給分を計上する。自分の作業代や家族に支払ったものは含まない。	
⑨小作料・賃借料	小作料、機械借料、ライスセンターやカントリーエレベーターの利用料、米など現物支給したものを計上する。	
⑫利子割引料	農業用の借入金の支払利息などを計上する。元金や農業以外のものは含まない。	
イ 租公 税課	固定資産税 (農地・納屋等)	農地(田んぼや畠など)や納屋などの農業分を計上する。住居部分は除く。固定資産税の明細書をお持ちください。
	その他	軽自動車税、部会費、水利費などを計上する。所得税、住民税、国保税、国民年金保険料などは含まない。
ロ種苗費	米や野菜、花などの種、苗、苗木などの購入代を計上する。	
ハ畜費	子牛やにわとりなどの購入代、購入のための諸費用などを計上する。	
ニ肥料費	化学肥料やたい肥などの購入代を計上する。	
ホ飼料費	子牛やにわとりなどの飼料代を計上する。	
ヘ農具費	取得価額が10万円未満の農具代を計上する。取得価額が10万円以上のものは減価償却費です。	
ト農薬衛生費	農薬や除草剤などの購入代を計上する。	
チ諸材料費	生産資材(ビニール、縄、支柱など)の購入代を計上する。生活費分は除く。	
リ修繕費	農業分の施設、農機具やトラックなどの修理代、農業分の車検代などを計上する。農業に関係ない住宅の修繕や車検代などは含まない。	
ヌ 動力光熱費	電気料 一般	農業分の電気代、水道代、ガソリン代、軽油代、灯油代、混合油代、オイル代を計上する。また、これらの動力光熱費のうち、生活費分は除く。
	水道代	
	ガソリン	
	軽油・灯油	
	混合油・オイル	
ル作業用衣料費	農作業などに必要な衣類、帽子、長靴、手袋などの購入代を計上する。生活用の衣料代などは含まない。	
ヲ農業共済掛金	水稻、農業施設に対する共済掛金を計上する。生命保険の掛金、JA建更の積立部分は除く。	
ワ荷造運賃手数料	出荷用資材(米袋など)の費用、農協や市場などの運賃・手数料などを計上する。	
カ土地改良費	土地改良費のうち、必要経費分だけを計上する。	
ヨタレソ		上記のイ～カにあてはまらないもの(中山間交付金の経費など)を計上する。
ツ雑費	上記以外で農業に関する経費を内訳が分かるように計上する。生活費分は農業の経費になりません。	

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

合計